

令和2年第3回東広島市議会臨時会

議

案

令和2年10月



目 次

議案第 2 0 7 号	請負契約の締結について……………	1
議案第 2 0 8 号	委託契約の変更について……………	3



## 議案第207号

### 請負契約の締結について

小学校施設整備事業、中学校施設整備事業志和中・（仮称）志和小学校増築工事及び大規模改造工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年10月20日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

小学校施設整備事業、中学校施設整備事業志和中・（仮称）志和小学校増築工事及び大規模改造工事

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

20億5,700万円

#### 4 契約の相手方

増岡組・上垣組特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区鶴見町4番25号

株式会社増岡組広島本店

専務取締役本店長 迫 清 孝

構 成 員 東広島市西条町田口1437番地

株式会社上垣組

代表取締役 上 垣 健

(提案理由)

小学校施設整備事業、中学校施設整備事業志和中・(仮称)志和小学校増築工事及び大規模改造工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第208号

### 委託契約の変更について

平成31年4月25日に締結した一般国道2号「道の駅 西条」（仮称）整備事業に伴う整備工事の委託契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年10月20日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 契約の目的  
一般国道2号「道の駅 西条」（仮称）整備事業に伴う整備工事
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 契約金額  
1億8,343万3,189円  
（変更前 1億3,425万4,820円）
- 4 契約の相手方  
国土交通省中国地方整備局

(提案理由)

一般国道2号「道の駅 西条」(仮称)整備事業に伴う整備工事の委託契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じ、その変更後の委託契約金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



